

くるみんマークが新しくなりました！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、**株式会社ホンダカーズ中央佐賀（佐賀市）**をくるみん認定しました。令和4年4月1日から適用されている新基準での認定、佐賀県第1号です。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

◇佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（令和4年7月1日）



左より大橋社長、重河佐賀労働局長

◇認定企業の紹介

株式会社ホンダカーズ中央佐賀

代表者：大橋友文

所在地：佐賀市

労働者数：156名（うち、女性39名）

主な取組内容

◇育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備するため、育児休業や両立支援の制度等に関する周知用の資料を、会社独自で作成し、管理職への啓発、及び全社員への周知を行った。

これにより、計画期間内に男性1名が約1か月間の育児休業を、男性2名が子の看護休暇を取得し、厚生労働省のWebサイト「両立支援のひろば」で公表している。

◇年次有給休暇取得日数の一人当たりの平均を年間7日以上とすることを目標とし、取得スケジュールを作成して、全社員の取得状況を確認できるようにし、進捗状況の情報共有を行った。

これにより、一人当たりの年次有給休暇取得日数の平均は、令和2年度は7日、令和3年度は7.3日と目標を達成し、かつ改善している。

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるには？

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、**次世代認定マーク「くるみん」**を自社商品や広告などに使用することができ、子育てをサポートしている企業であることを対外的にアピールすることができます。



認定マーク「くるみん」



お問い合わせ先 佐賀労働局雇用環境・均等室

☎0952-32-7218

くるみん認定通知書交付式を行いました！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん認定)企業として、株式会社ホンダカーズ中央佐賀(佐賀市)を認定しました。

☆令和6年8月1日に認定通知書交付式を行いました。

卸売・小売業では、県内初の複数回認定！！



くるみん認定通知書交付式の様子
左から (株)ホンダカーズ中央佐賀 彌富常務取締役
佐賀労働局 城局長

◇認定企業の紹介◇

- ・企業名 株式会社ホンダカーズ中央佐賀
- ・所在地 佐賀県佐賀市
- ・業種 自動車販売業
- ・労働者数 150名(男性115名、女性35名)
*令和6年5月13日現在

・主な取組内容

- 育児休職をしやすい職場復帰しやすい環境を整備するために育児休業制度に加え、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等をわかりやすくまとめた会社独自のリーフレットを作成し、管理職を含む全労働者への周知や利用促進を行った。その結果、計画期間中の育児休業取得率は、男性では60%、女性では100%を達成した。
- 年次有給休暇について、毎月取得率を確認し、取得を促すことで一般事業主行動計画に定めた一人当たり9日以上とする目標を達成した。



次世代法に基づく認定(くるみん認定)とは？



仕事と育児の両立のための行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、行動計画に設定した目標を達成するとともに、仕事と育児の両立のための取組の実施状況等が優良であり、育児休業取得率等の認定基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に公表した事業主は、行動計画期間終了後、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告、労働者募集広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。また、認定を受けた企業は、公共調達等において加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

※次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。



【お問い合わせ先】佐賀労働局雇用環境・均等室 0952(32)7218